

学校の部活動に係る活動方針

岩手県立西和賀高等学校

1 活動の方針

- (1) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行う。
- (2) 生徒が特定の部活動だけでなく、校内外を問わず多様な活動を行うことができるよう配慮する。
- (3) 少人数の部活動であっても、他校と合同練習の実施や中学校や地域の団体との連携等により、生徒の活動機会が損なわれることのないようにする。
- (4) 学習と部活動のバランスのとれた、心身ともに健康な生活を送ることができるよう適切な活動時間や休養日を設定する。
- (5) 生徒の心身の状況を踏まえた活動を行うとともに、体罰や人格を傷つける言動を根絶する。

2 休養日・活動時間について

(1) 活動時間

ア 平日の活動時間は、長くとも2時間30分程度とする。

イ 休日、学校の休業日の活動時間は3時間程度とする。

ただし、大会参加や練習試合等で3時間以上活動した場合は、翌日を休養日とするなど、生徒の疲労回復に積極的に努めることとする。

(2) 休養日

週1日以上以上の休養日を確保しながら、競技や活動分野の特性を考慮しつつ、年間平均で週2日以上以上の休養日の設定に努める。

3 活動のきまり

(1) 活動計画

ア 部顧問は、年間活動計画及び月間活動計画を作成し、それに基づいて活動する。また、各月ごとに休養日を含めた活動実績を報告する。

イ 各部の活動計画は、生徒・保護者に周知するとともに、全職員が把握できるように職員室内に掲示する。

(2) 安全対策

ア 部活動中の事故対応に備え、部顧問と保護者の間の連絡体制を整える。

イ 部顧問が職員会議等で活動に立ち会えない場合は、活動前に安全面について生徒に指示する。

ウ 部顧問は、活動場所に危険箇所がないか常に確認し、危険箇所が見つかった時には、活動を一時停止するなどの対応をとり、すみやかに管理職・事務室に報告する。

エ 部活動中に事故が発生した場合は、生徒の安全確保を最優先して対応し、すみやかに管理職に報告する。